

廿日市市立大野西小学校PTA規約

(名称及び所在地)

第1条 この会は、廿日市市立大野西小学校PTA（以下「本会」という。）と称し、事務局を大野西小学校に置く。（以下「西小学校」という。）

本会の所在地は廿日市市大野原四丁目2番60号に置く。

(目的)

第2条 本会は、西小学校児童の保護者と教職員が協力し、児童の福祉増進と健全育成に努め、併せて学校教育の伸展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動をする。

- (1) 児童のより良い生活環境の創造に関すること。
- (2) 児童の校外生活の指導に関すること。
- (3) 家庭教育の研究に関すること。
- (4) 会員相互の親睦と教養の向上に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

2 前項の活動を行うために、専門部を置く。

3 専門部の設置及び運営については、総会の承認を得て、専門部設置運営規程で定める。

(会員)

第4条 本会の会員は、西小学校児童の保護者及び西小学校の教職員とする。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 4名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 庶務 | 若干名 |
| (6) 常任委員 | 若干名 |
| (7) 監査 | 3名（うち1名は、教職員とする。） |
| (8) 学級委員 | 各学級4名 |
| (9) 地区委員 | 若干名（各区） |

(役員を選出)

第6条 会長及び副会長は、常任委員会が推薦し、総会が決定する。

2 事務局長、会計及び庶務は、常任委員会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 常任委員は、正副会長、事務局長、庶務、会計、監査及び専門部の正副部長とする。

- 4 監査は、常任委員会が推薦し、総会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 5 学級委員は、各学級から選任する。
- 6 地区委員は、本会学校区内の各区より選任する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、次のとおりとし、再任を妨げない。

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) 第5条第1号から第5号までの役員 | 1年 |
| (2) 第5条第6号の役員 | 選任の基本となる役員任期 |
| (3) 第5条第7号の役員 | 1年 |
| (4) 第5条第8号及び第9号の役員 | 1年 |

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期満了による役員は、後任者が決まるまでその職務を行う。

(校長出席発言権)

第8条 校長は、本会の諸会議に出席し、発言することができる。

(顧問設置)

第9条 会長は、常任委員会の同意を得て、本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この会の諮問に応じる。

(役員任務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 事務局長は、会計及び庶務とともに事務局を構成し、本会の事務を処理する。
- 4 会計は、本会の収支を記録し、必要に応じて収支を報告する。
- 5 庶務は、総会及びその他の会議を記録するほか、通信書類の保管をする。
- 6 常任委員は、常任委員会を構成し、第14条の職務を行う。
- 7 監査は、会計を監査する。
- 8 学級委員は、学級活動の企画運営を行うほか、専門部を構成し、その企画運営に当たる。
- 9 地区委員は、専門部を構成し、その企画運営に当たる。

(会議)

第11条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会

(定足数)

第12条 前条の各号に掲げる会議は、会員又は構成役員過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、委任状が提出された場合は、出席者に含める。

(総会)

第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

2 定期総会は、毎年1回開催するものとし、臨時総会は、会長が必要と認めるときに開くものとする。ただし、会員の3分の1以上の署名とともに会議議題を示して請求があった場合は、会長は臨時総会を開かなければならない。

3 総会は、この規約の他に定めるもののほか、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 本会規約及び関係規程の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び予算並びに事業報告及び決算に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本会の運営に係る重要な事項に関すること。

4 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(常任委員会)

第14条 常任委員会は、会長が必要に応じて招集し、この規約の他に定めるもののほか、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 会務の連絡及び運営調整
- (2) 総会の承認を受けた事業計画の軽微な変更及び緊急を要する新規事業並びに補正予算の承認に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、常任委員会が必要と認める事項に関すること。

2 前項第2号の規定による決定を行った場合は、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

3 常任委員会の会議は、会長がその議長となり、議事は、前条第4項の規定を準用する。

(専決処分)

第15条 会長は、総会又は常任委員会を招集するいとまがない緊急事項と認める場合は、その事項について、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会又は常任委員会において報告し、その承認を得なければならない。

(研究委員会の設置)

第16条 本会の運営及び課題の調査研究その他について、会長が必要と認めるときは、常任委員会の承認を得て、研究委員会を設置することができる。

2 研究委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第17条 本会の会計は、一般会計と特別会計で構成する。

2 本会の経費は、会費及びその他の収入を持って充てる。会費の額は、総会の承認を得て、会長が定める。

3 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて執行される。

4 本会の決算は、会計監査を経て総会の承認を受けなければならない。

5 特別の事業における収入及び改廃は、総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第18条 本会の会計は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第19条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、常任委員会の承認を得て、運営規程で定める。

附 則

- 1 昭和23年5月1日施行の本会規約（以下「旧規約」という。）は、廃止する。
- 2 この規約の施行前に旧規約により決定された事項又は行われた行為については、この規約により行われたものとみなす。
- 3 この規約は、平成11年5月8日から施行する。
- 4 この規約は、平成13年4月28日から施行する。
- 5 この規約は、平成14年4月19日から施行する。
- 6 この規約は、平成21年4月25日から施行する。
- 7 この規約は、平成26年4月26日から施行する。